児童虐待防止へのさらなる対策を求める意見書

本年1月に千葉県野田市において小学校4年生女児が亡くなり、両親が傷害容疑で逮捕された事件は、世間を震撼させ、衝撃を与える事件となった。昨年3月に発生した東京都目黒区における女児虐待事件など、同様の事件が繰り返されている現状に心を痛めるところである。

子どもの権利条約では、児童の生存及び発達が国によって最大限確保され、児童が人格を持った一人の人間として尊重されることが求められている。しかしながら、平成29年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は13万3、000件余りとなり、この5年間で倍増しているのが現状である。

国においては、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において職員の数を大幅にふやす対策がとられている中、児童福祉司や心理職員の確保が困難な状況に陥らないよう、人材確保に取り組むことが喫緊の課題と考える。

また県においては、一時保護解除時に高まるリスクに備え、児童 相談所、市町村、関係機関の相互において綿密な情報共有を図ると ともに、具体的な支援方法や役割分担を明確に共有できる体制を整 えることが不可欠である。

よって、政府並びに県においては、このたびの野田市における児童虐待死事件の徹底した真相究明を図るとともに、上記の事項を含め、再発防止に向けたあらゆる方策を講じるよう強く要望する。

以上,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 3月18日

千葉県柏市議会